

鳥取県議会告示第1号

鳥取県政務調査費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年2月26日

鳥取県議会議長 伊藤美都夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県政務活動費交付条例施行規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>鳥取県政務活動費交付条例</u>（平成13年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(収支報告書等の閲覧等)</p> <p>第3条 条例第8条第2項の規定による<u>収支報告書等</u>の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>収支報告書等</u>は、前項の場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>4 <u>収支報告書等</u>は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 条例第8条第2項の規定による<u>収支報告書等</u>の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 条例第8条第2項の規定による<u>収支報告書等</u>の写しの交付は、次に掲げる方法（鳥取県議会が保有する機器又は処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により実施することができる方法に限る。）により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>9 条例第8条第2項の規定による<u>収支報告書等</u>の写しの交付を受けるものが同条第4項の規定により負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県政務調査費交付条例施行規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>鳥取県政務調査費交付条例</u>（平成13年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(収支報告書の閲覧等)</p> <p>第3条 条例第8条第2項の規定による<u>収支報告書</u>の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>収支報告書</u>は、前項の場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>4 <u>収支報告書</u>は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 条例第8条第2項の規定による<u>収支報告書</u>の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 条例第8条第2項の規定による<u>収支報告書</u>の写しの交付は、次に掲げる方法（鳥取県議会が保有する機器又は処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により実施することができる方法に限る。）により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>9 条例第8条第2項の規定による<u>収支報告書</u>の写しの交付を受けるものが同条第4項の規定により負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。</p>

<p style="text-align: center;">略</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年度<u>政務活動費</u>収支報告書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p style="text-align: right;">鳥取県議会議員 ㊟</p> <p>1 交付を受けた<u>政務活動費</u>の額 _____ 円</p> <p>2 <u>政務活動費</u>を充てた支出の額</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年度<u>政務調査費</u>収支報告書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p> <p style="text-align: right;">鳥取県議会議員 ㊟</p> <p>1 交付を受けた<u>政務調査費</u>の額 _____ 円</p> <p>2 <u>政務調査費</u>を充てた支出の額</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

この告示は、平成25年3月1日から施行し、改正後の鳥取県政務活動費交付条例施行規程の規定は、同日以後に交付される政務活動費に係る収支報告書等について適用する。